

ゴール 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

《ターゲット》

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7% の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

《実施手段》

- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

ゴール 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

《ターゲット》

- 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置き

た経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

《実施手段》

- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。

ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
《ターゲット》

- 10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40% の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定にお

ける開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。

- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

《実施手段》

- 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

《ターゲット》

- 11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

《実施手段》

- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した

都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

《ターゲット》

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

《実施手段》

- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

《ターゲット》

- 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

《実施手段》

- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

《ターゲット》

- 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業

につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

- 14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。

《実施手段》

- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧告しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

《ターゲット》

- 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

- 15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

《実施手段》

- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

《ターゲット》

- 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

《実施手段》

- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

《ターゲット》

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 ～ 0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

- 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしいった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

- 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含

む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面／政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

5. SDGs で厳しく自己評価を

自社のサステナビリティ活動についての報告は自社にとって都合の良い面ばかりが強調されていないだろうか。どうか本稿の SDGs のゴール、ターゲット、実施手段を熟読いただいて、想像力を働かせて企業活動を継続するうえで守るべきことが確実に実行されているか否か、厳しく評価していただきたい。

企業は SDGs の観点で厳しく評価される時代である。たまたま、本稿執筆中に発売された「週刊 東洋経済 7/3号」の特集は、「SDGs 日本を代表する 500 社」であった。メーカーでは、オムロン、TOTO、富士フィルム HD、帝人、サントリー HD、セイコーエプソン、富士フィルムビジネスイノベーション、第一三共、トヨタ自動車などが上位を占めている。塗料専業、塗装関係では、関西ペイント（492 位）、大気社（356 位）がランクインしている。

トヨタ自動車、A G C など SDGs に熱心な企業の取組を研究し、学ぶべき点等を次号で報告したい。

参考文献

- (1) 南 博、稲場雅紀：「SDGs—危機の時代の羅針盤」、岩波新書、2020 年
- (2) 蟹江憲史：「SDGs（持続可能な開発目標）」、中公新書、2020 年（本のキャッチコピーに、“ポスト・コロナの道しるべ”とある）
- (3) 斎藤幸平：「人新世の『資本論』」、集英社新書、2020 年
- (4) Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development, https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E
- (5) 総務省ホームページ、持続可能な開発（SDGs）指標仮訳、https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html（ターゲット、実施手段は https://www.soumu.go.jp/main_content/000562264.pdf を参照のこと）

(SDGs のロゴ・バージョン、カラーホイール等の使用に際して)

SDGs のロゴやカラーホイール等の使用に関しては使用するにあたってルールや使用の許諾関係の対応が必要です。

今回、パウダー誌夏季号に SDGs に関して奴間様に寄稿いただいたり、実施例を掲載するにあたり当協会の監督官庁の方に問い合わせを致しました。

「あくまでも SDGs というものを会員の皆様や関係者に広げることが目的なので、情報目的での利用はガイドライン（※）に従うことを条件に申請なく利用可能となります。」
とご返事をいただきました。

その時、ガイドライン等に関してご連絡いただいたので下記に掲載いたします。

1. ガイドラインについては、国際連合広報センター（下記 URL）で確認下さい。

https://www.unic.or.jp/files/SDG_Guidelines_AUG_2019_Final_ja.pdf

以下はガイドライン 4 ページの抜粋です。

■情報目的

情報目的での使用とは、主として例示的かつ非商業的で、資金調達を意図しない使用を指す。

SDGs ロゴ・バージョン 2、SDGs カラーホイールおよび 17 の SDGs アイコンは、このような情報目的で使用でき、その際には国連による事前許可も、ライセンス契約の締結も必要とされない。

＜国際連合広報センターのホームページ＞

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

ロゴやカラーホイール等の改ざんは禁止です。その他色々と禁止事項がございます。ガイドラインを良くお読みの上ご使用ください。

以上、事務局より

戸崎産業株式会社

2021年6月22日の粉体塗装研究会 2021-3 セミナーにて同社にご講演いただいた中で、同社における活発な SDGs 活動報告を受けましたので当協会における最初の実施例としてご紹介致します。(事務局)

(はじめに)

弊社の SDGs の取組みは、全役員及び全従業員が一丸となり積極的に参加できる社内環境を作り、会社内だけでなくプライベートにおいても SDGs を意識し、地元地域にも貢献できることができるように取組んでいる事例をご紹介致します。

オブザーバー：同社社長、リーダー：1名、サブリーダー：6名

メンバー：従業員一同



戸崎産業株式会社は全社員一丸となり長年積み上げてきた専門技術のノウハウで環境に優しいクリーン&安全な塗装を行い「いいものを作ろう!」をスローガンに持続可能な開発目標 (SDGs) を支援していきます。

① 工程不良率を低減させる ② 膜厚管理を行う

取組み内容

戸崎産業では現場力を強化し不良品を作らない強い意志をもった人財づくり、最先端な膜厚管理を行い不良による塗料の廃棄を減らして必要最低限の塗料使用により無駄をなくし先人たちの思いを未来のカチにする活動を行っています。

<①目標> 工程不良率 0.75%以下

<②目標> 各商材の規定内膜厚維持

① 基準を超える産業排水を排水しない

取組み内容

戸崎産業では工場が発生する各洗浄液や排水液をすべて中和し排水環境に配慮した、適切なpH値・法令で定められた基準値を遵守し維持する活動を行っています。

<目標> 管理値維持

リン 14ppm以下

フッ素 8ppm以下

pH 5.8~8.6

① 粉体塗装の推進 VOC排出抑制

取組み内容

戸崎産業では環境に考慮した粉体塗装への提案を推進しています。VOC排出を抑制することで健康被害・製品ライフサイクルを通じた環境への悪影響を最小化する活動を行っています。

<目標> * 溶剤：粉体比率 = 粉体比率70%以上

* 客先への粉体塗装への提案

産業廃棄物低減 ① 廃棄シンナーゼロ活動 ② 分別による資源化の徹底

取組み内容

戸崎産業では地球環境を考慮し、廃棄物の低減活動として廃棄シンナーゼロ・分別による再商品化、再資源化、などの再生可能エネルギー化することで人と地球にやさしい環境活動を行います。

<目標> * 廃棄シンナー：0 (ゼロ)

* 産業廃棄物半減



リサイクルとベルマーク運動 活動支援

取組み内容

戸崎産業では資源リサイクル活動・ベルマーク活動を行い地域・世界に誰ひとり取り残さないために、みんなで出来る取組みで支援いたします。

<目標>

- ①ペットボトルキャップ回収…ワクチン支援
- ②古切手回収…高砂市福祉協議会への支援
- ③ベルマーク活動…子供たちへの学習支援

7



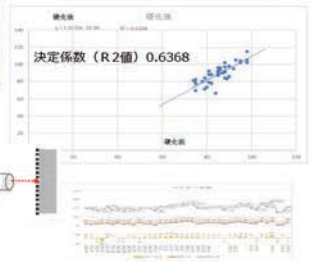
①工程不良率を低減させる ②膜厚管理を行う

活動内容

- ◆1回/週 品質検討会
- ◆1回/月 コンサルタント指導
- ◆2回/月 ハンズオンアドバイザー支援



・硬化前膜厚測定による適正膜厚管理 ◆粉体塗装での金属厚ロット測定



8



①基準を超える産業排水を排水しない

活動内容

◆日々pH測定を行い排水管理の徹底



◆1回/月 排水メーカーでの測定チェック



9



①電力CO₂の削減（昼休み不在時の消灯徹底） ②ガスCO₂の削減（無駄な運転時間の削減）

活動内容

◆金銭感覚での削減



照明モニタリング



スイッチヒモ固定



ボイラー ON/OFF



トイレ表示



温度監視



センサーライト設置



冷房:25℃
暖房:22℃
設定温度を変えるな

10



①粉体塗装の推進 VOC排出抑制

活動内容

◆塗布効率UPの勉強会…塗布効率を上げVOC排出抑制



◆新規案件・既存商材での粉体塗装の提案



エアースプレーガン
→静電エアースプレーor低圧スプレーに変更



結果

※VOC削減の目標の設定

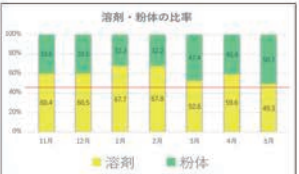
不揮発分: 0.5175

使用量 = (毎月末在庫量 - 当月末在庫量) - 当月末在庫量
不揮発分 = 使用量 × 不揮発分 (%)

溶剤系塗料からのVOC排出量 (揮発分) = 使用量 × 不揮発分

シンナー比重: 0.874

シンナーからのVOC排出量 = 使用量 × 比重



	入庫量 (kg)	出庫量 (kg)	VOC排出量	比重	削減率 (%)
20/1月	103	102	918	0.51	3022.4
20/2月	147	143	1211	0.51	2881.1
20/3月	124	119	1048	0.51	2918.8
20/4月	113	110	918	0.51	3402.3
20/5月	113	110	918	0.51	3260.1
20/6月	113	110	918	0.51	3726.0
20/7月	113	110	918	0.51	2670.2

11

12



①産業廃棄物低減 廃棄シンナーゼロ活動

活動内容



・シンナーの3R

Before

- ・シンナー廃棄量 年間約15t
- ・全ての洗浄にバージシンナー使用

After

- ・産廃から有価物への切り替えによる廃棄シンナーゼロ化
- ・再生シンナーの積極的活用
- ・改善活動による使用量の削減

金額効果 (削減)

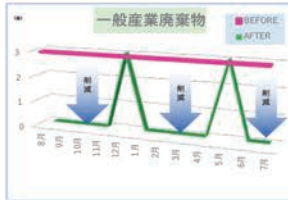
- ・シンナー廃棄費用 年間約132万円
- ・洗浄用シンナー購入費用 年間約68万円 合計200万円/年

13



②産業廃棄物低減 分別による資源化の徹底

活動内容



・混合廃棄物の削減

Before

- ・混合産業廃棄物 年間約4t

After

- ・分別による資源化の徹底 年間約0.6t = 85%削減

金額効果 (削減)

- ・混合産業廃棄物処理費用 年間約31万円
- ・廃棄物の有価物化 年間約50万円 合計81万円/年

14

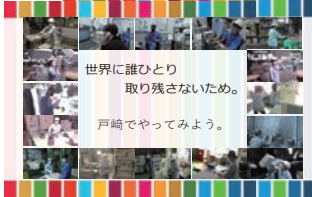


リサイクルとベルマーク運動活動支援

- ① ペットボトルキャップ回収
- ② 古切手回収
- ③ ベルマーク活動

活動内容

◆全従業員でみんなで出来る社会貢献



15

社員寮周辺 町内クリーン清掃



16

活動内容



戸崎産業(株)全従業員私の宣言

◆全従業員 自分に出来るSDGs
を私の宣言カードに記入

毎月自己採点



17